

阪若汽船従業員待遇改善運動

一、事業主側

1、名 稱 阪若汽船組合

2、組合所屬曳船汽船 二十四隻

3、組合代表者 常務理事 清水 福象

二、従業員側 乗組下級船員約二〇〇名

三、待遇改善運動發生の事情

阪若汽船組合は主として曳船業者の競争を緩和し被曳船の自由を制限して曳船營業上の弊害の矯正と其の合理化を圖り以て曳船賃の不當なる低下を防止するの目的の下に於て昭和七年十月若松市に於て設立されたものであるが（其の詳細に就ては同年十一月二十六日報告第六三號参照）其の従業員の待遇は最近海運界の活況に基く運賃の昂騰にも不拘依然不況の儘なるを以

て今回従業員一同は海運従業員組合大阪支部長を通じて待遇改善要求運動を起したのである。

四、歎願書の提出—改善要求事項

従業員側より提出した待遇改善要求の歎願書は次の如し

歎 願 書

未だ到建制度の基に労働を強制され狭苦しい小船に生活する阪若従業員は其の足場たる資本家が労働者の成上り又は購買力の如き寄合の小資本家企業なるを以て自軍專一に船主の利益増進のため日夜黙々として働きつつ今日に至れり、爾るに例年の如き季節的に到来せる阪若間の石炭運搬賃の昂騰は素に九月二十一日殆んど全面的に到来せる暴風雨は多数の船舶を失ひ爲めに小型船舶にも多大の不足を招きたるを以て彌が上にも運賃の増騰を見るに至れり、吾々の見達しを以てしても今後二、三箇月